

手話協力員を配置しています

手話協力員制度とは

聴覚障害者の方が、ハローワークで就業相談等を行う際に、職員との意思疎通を円滑に行うためのお手伝いをする、手話通訳のできる人を配置しています。

手話協力員の配置ハローワーク

手話協力員が配置されているハローワークは以下のとおりです。ハローワークにより対応できる曜日や時間帯が異なります。また、相談時間等に変更になる場合もありますので、事前に各ハローワークへFAX等によりご連絡いただき、予約をお願いします。

| 配置所 | 日時 | 連絡先 |
|----------|----------------------|-------------------------------------|
| ハローワーク山口 | 毎週火曜日 9:00~10:30 | 電話 083-922-0043 FAX 083-925-4999 |
| ハローワーク下関 | 毎週月曜日 14:00~15:30 | 電話 083-222-4031 FAX 083-232-1350 |
| ハローワーク宇部 | 毎週火曜日 13:00~14:30 | 電話 0836-31-0164 FAX 0836-31-1835 |
| ハローワーク防府 | 毎週木曜日 10:00~11:30 | 電話 0835-22-3855 FAX 0835-25-4033 |
| ハローワーク徳山 | 毎週木曜日 14:00~15:30 | 電話 0834-31-1950 FAX 0834-22-3765 |